内閣衆質一五九第一九九号

平成十六年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員金田誠一君提出コンビニエンスストアをめぐる犯罪防止の観点からの「民民規制」 の緩和、 及

び「社会的規制」の導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出コンビニエンスストアをめぐる犯罪防止の観点からの「民民規制」 の緩和、

及び「社会的規制」の導入に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの各年ごとのコンビニエンスストアの店舗数及び商品販売額について商業販売統計において集計

したものは、 別表第一のとおりである。なお、 同統計におけるコンビニエンスストアに関する調査は、 平

成十年から実施しているものであり、 平成九年以前は実施していない。

商業統計において昭和五十七年から平成十四年までの間、

二、三年ごとに調査

また、

各年ではないが、

を実施しており、 それに基づいて過去二十年程度の推移を集計したものは、 別表第二のとおりである。

の2について

お尋ね の深夜から未明までの間に営業している店舗数については、 商業統計において各店舗の営業時間

を調査しており、このうち、営業時間が十五時間以上二十四時間未満の店舗数と終日営業の店舗数につい

て集計したものは、別表第三のとおりである。

の3について

お尋ね の深夜から未明までの間に一人勤務となる時間帯が存在する店舗数については、 商業統計及び商

業販売統計の調査対象とはなっていない。

なお、 お尋ねの深夜から未明までの間に一人勤務となる時間帯が存在する店舗数を調査することは、 当

該調査を実施する場合に生じる事業者等の事務負担等にかんがみ、現在のところ考えていない。

二の1及び2について

警察庁の統計においては、 刑法犯 (道路上の交通事故に係る業務上過失致死傷及び重過失致死傷並びに

危険運転致死傷を除く。以下同じ。)の発生場所別の認知件数は把握しているが、 発生場所別の検挙件数

及び検挙率は把握していない。 認知件数についても発生場所の区分にコンビニエンスストアという項目は

な いが、 その多くが含まれると考えられるスーパーマーケット (売場面積が五十平方メートル以上で、 売

場 |面積の五十パーセント以上がセルフサービス方式を採用している商店をいう。以下同じ。) において発

生した刑法犯についてお答えすると、昭和五十九年から平成十五年までの間の認知件数及びその罪種別の

内訳の推移は、別表第四のとおりである。

また、 警察庁の調査結果によると、 平成六年から平成十五年までの深夜スーパーマーケット対象強盗事

件(売場面積にかかわらず、その五十パーセント以上がセルフサービス方式を採用している商店において、

午後十時から午前七時までの時間帯に売上金等を強奪する事件をいう。 以下同じ。 の認知件数、 検挙件

数及び検挙率の推移は、別表第五のとおりである。

二の3について

スーパーマーケットにおいて発生した殺人及び強盗の認知件数並びにそれらのうち午後十時から午前七

時までの間に発生したものの割合の推移は、 警察庁の統計のある平成元年から平成十五年までの間につい

てお答えすると、別表第六のとおりである。

また、 平成九年から平成十五年までの間の深夜スーパーマーケット対象強盗事件で、 発生時に被害商店

に おいて勤務に従事していた者が一人であったものの数及びその割合は、 別表第七のとおりである。 平成

八年以前については調査していない。

一の4について

スーパーマーケットにおいて発生した刑法犯の都道府県別の認知件数の推移は、 警察庁の統計のある平

成元年から平成十五年までの間についてお答えすると、 別表第八のとおりである。

二の5について

コンビニエンスストアについては、これまで、 警察庁の統計において、スーパーマーケットの中で把握

してきたところであるが、平成十六年一月からは、 その統計における犯罪発生場所の区分に、スーパー

「売場面積が百平方メートル前後の小売店舗で、セルフサービス方式を採用し、

生活

必需品等の商品を幅広く取り扱い、年中無休で長時間営業する地域密着型のもの」をコンビニエンススト

アとして追加した。

マーケットのうち、

三の1から3までについて

スーパーマーケットにおいて発生した刑法犯で検挙された少年の人員数及びその罪種別の内訳並びに都

道府県別の人員数の推移は、警察庁の統計のある平成元年から平成十五年までの間についてお答えすると、

別表第九及び別表第十のとおりである。

なお、 犯罪が少年によるものか否かは、当該犯罪の被疑者が検挙されるまで判明しないため、その認知

件数及び検挙率を把握することはできない。また、 少年犯罪の発生場所別の検挙件数は把握していない。

三の4について

警察庁の調査結果によると、 平成十年から平成十五年までの間のコンビニエンスストアにおける不良行

為少年の補導人員数の推移は、 別表第十一のとおりである。平成九年以前については、調査をしていない。

三の5について

コンビニエンスストアにおいて補導した不良行為少年について、補導した時間帯は把握していない。

三の6について

二の5についてで述べたとおり、コンビニエンスストアについては、これまで、警察庁の統計において、

スーパーマーケットの中で把握してきたところであるが、平成十六年一月からは、その統計における犯罪

発生場所の区分にコンビニエンスストアを追加し、コンビニエンスストアにおいて発生した刑法犯で検挙

された少年の人員数の推移を把握できるようにした。

なお、コンビニエンスストアにおいて補導した不良行為少年について、 補導した時間帯を調査すること

は、多大な事務負担が生じるため、現在のところ考えていない。

四の1について

フランチャイズ契約に係る諸外国の法制及び我が国との比較について、現在把握している限りでは、 別

表第十二のとおりである。

四の2について

コンビニエンスストアのみを対象とした営業日、 営業時間及び勤務人員に係る規制については、 現在把

握している限りでは、我が国及び諸外国において存在しない。

小売店を対象とした営業日、 営業時間及び勤務人員に係る規制については、現在把握している限

りでは、別表第十三のとおりである。

五の1から4までについて

本部と加盟者によって締結されるコンビニエンスストアに係るフランチャイズ契約において、 一定の営

業時間が定められ、 深夜営業が加盟店に義務付けられている例があることは承知している。 加盟者が営業

時間の変更を求めた場合の本部の対応については、 個々の事例を承知していない。

フランチャイズ契約に関しては、中小小売商業振興法 (昭和四十八年法律第百一号)において、

加盟希望者に対して契約締結前に一定の事項を記載した書面を交付し、説明を行うことを義務付けている。

また、 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止

る。一方、フランチャイズ契約において、本部が加盟者に対して課す各種の制限は、 こととなる行為を具体的に示すなど、本部と加盟者の取引の適正化のための施策を講じているところであ 法」という。)において不公正な取引方法を禁止しているところ、「フランチャイズ・システムに関する まるものであれば、 したイメージを確保する等の目的で、フランチャイズ・システムによる営業を的確に実施する限度にとど 独占禁止法上の考え方」(平成十四年四月二十四日公正取引委員会公表)により、 直ちに独占禁止法上問題となるものではない。 独占禁止法に違反する 第三者に対する統一

五の5及び6について

施策を既に講じているところであるが、 業振興法に基づき、 コンビニエンスストアに係るフランチャイズ契約については、 不公正な取引方法の規制、 一定の事項を含む新法を制定すべきであるとの点については、 本部による情報開示の推進等当面必要と考えられる所要の 政府としては独占禁止法及び中小小売商 立

六の1について

法政策の問題として、国会において御判断いただきたいと考えている。

近年、 深夜スーパーマーケット対象強盗事件の認知件数が増加傾向にあり、その対策が重要であると認

識している。

六の2について

深夜スーパーマーケット対象強盗事件の多くは、従業員が一人で勤務しているときに発生しており、そ

の発生と従業員数とは関連を有すると認識している。

六の3及び4について

警察庁においては、 平成十五年十二月、「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を

策定し、 都道府県警察に通達しており、その普及を図ることを通じて、事業者の自主的な取組みを促進し

ているところである。今後とも、コンビニエンスストアにおける犯罪の防止については、 営業の規制 の導

入によるのではなく、 事業者の自主的な防犯対策の徹底を図ること等により対応してまいりたい。

七の1について

コンビニエンスストアにおける犯罪の防止については、 関係省庁間で十分な連携を図ることが必要であ

ると考えている。

七の2について

ところであり、コンビニエンスストアにおける犯罪の防止についても、同会議等を通じて、必要に応じ、 政府においては、 犯罪対策閣僚会議を随時開催し、 犯罪対策に関する省庁間の連携の強化を図っている

関係省庁間の情報交換、意見調整等を十分に行い、 連携の強化を図ってまいりたい。

別表第一 コンビニエンスストアの店舗数及び商品販売額 (商業販売統計)

六、六三一、一七五	三七、〇八三	平成十四年
六、五一七、二六一	三六、一一三	平成十三年
六、三八九、三六五	三五、四六一	平成十二年
六、一三五、六七九	三三、六二七	平成十一年
五、八二七、八三三	三二、二四八	平成十年
商品販売額(百万円)	店舗数	年

(注一) 商業販売統計の調査対象は、五百店舗以上を有するコンビニエンスストアのチェーン企業本部で

ある。

(注二) 方メートル以上二百五十平方メートル未満、営業時間十四時間以上、飲食料品を扱っていること」 商業販売統計におけるコンビニエンスストアの定義は、「セルフサービス方式で売場面積三十平

である。

別表第二 コンビニエンスストアの店舗数及び商品販売額(商業統計)

年	店舗数	商品販売額(百万円)
昭和五十七年	二三、二三五	二、一七七、六〇九
昭和六十年	二九、二三六	三、三八二、九〇二
昭和六十三年	三四、五五〇	五、〇一二、五四九
平成三年	四一、八四七	
平成六年	四八、四〇五	八、三三五、二七九
平成九年		五、二三三、四〇四
平成十一年	三九、六二八	六、一三四、八九六
平成十四年	四一、七七〇	六、七一三、六八七

(注一) 商業統計の調査対象は個々の事業所単位となっており商業販売統計の調査のような限定はしてい

ない。

(注二) 時間以上又は閉店時刻二十一時以降」としていたが、平成九年以降は「セルフサービス方式で売場 は、「セルフサービス方式で売場面積五十平方メートル以上五百平方メートル未満、営業時間十二 いること」と定義を変更している。 面積三十平方メートル以上二百五十平方メートル未満、営業時間十四時間以上、飲食料品を扱って 商業統計におけるコンビニエンスストアの定義は、昭和五十七年から平成六年までの間において

別表第三 コンビニエンスストアの営業時間

年	全店舗数	未満営業店舗数ニニー四時間	うち終日営業店舗数
昭和五十七年	二三、二三五	三、二二七	一、〇五一
昭和六十年	二九、二三六	五、五六三	二、九三四
昭和六十三年	三四、五五〇	七、五〇一	五、九三一
平成三年	四一、八四七	八、八六〇	九、六二七
平成六年	四八、四〇五	九、八六三	一三、一七三
平成九年	三六、六三一	一〇、八八八	二〇、五三五
平成十一年	三九、六二八	九、七〇〇	二五、九二〇
平成十四年	〇六十、一回	九、三三九(注)	

(注) 平成十四年は、統計区分の変更により、営業時間が十四時間以上二十四時間未満の店舗数である。

別表第四

刑法犯合計 鉛鉛 強盜 殺人 万引き (注) 83,682 81,155 56,363 昭和 59年 78 2 87,719 84,707 57,744 昭和 82 ယ 89,288 59,861 86,315 昭和 61年 107 ω 89,520 59,916 86,397 昭和 62年 135 スーパーマーケットにおいて発生した刑法犯の認知件数及びその罪種別の内訳の推移 91,561 61,164 88,058 昭和 63年 95 46,358 73,863 76,499 平 成 平元 98 62,715 65,564 36,928 平成 2年 109 60,905 33,576 63,742 平成 3年 131 59,639 56,153 30,071 平成4年 200 64,427 34,456 61,096 平成平成 216 69,798 37,794 65,755 设 设 297 69,576 73,140 39,875 平成7年 212 47,800 82,951 87,460 平级年级 185 98,236 93,802 56,743 好 投 192 101,796 平成平成 60,415 97,672 289 10 102,834 平 政 第11 57,604 98,305 365 109,248 120,962 128,501 103,533 113,863 119,864 平成 12年 60,568 457 9 65,762 平成 535 œ 71,382 平成 14年 633 118,985 128,650 平成 15年 75,102 825

(注)店員等のすきをみて商品を窃取するもの

みの街

2,447

2,927

2,863

2,984

3,405

2,534

2,739

2,705

3,286

3,114

3,744

3,348

4,316

4,240

3,825

4,161

5,249

6,556

7,996

8,838

別表第五

34.9	48.1	30.9	47.7	50.9	48.4	66.4	53.4	49.6	60.9	/ (%) (%)
259	225	163	188	173	149	91	78	57	112	検挙件数 (件)
742	468	527	394	340	308	137	146	115	184	認知件数 (件)
平成15年	平成14年	平成13年	平成12年	平成11年	平成10年	平成9年	平成8年	平成7年	平成6年	
		四推移	数及び検挙率	<u>-数、檢举件等</u>	事件の認知件	/ 対象強盗	深夜スーパーマーケット対象強盗事件の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移	深夜スー		

(注) 検挙率については、小数点第2位を四捨五入している。

引表第六

強盜合計 殺人合計 うち午後10時 から午前7時ま での間に発生 したもの うち午後10時 から午前7時ま での間に発生 割合(%) 割合(%) したもの スーパーマーケットにおいて発生した殺人及び強盗の認知件数並びにそれらのうち午後10時から午前7時までの間に発生したものの割合の推移 平成元年 49.0 25.048 98 平成2年 100.0 66.1 109 72 平成3年 67.9 131 0.0 89 平成4年 74.0 148 200 0 平成5年 63.42160.0 137 平成6年 69.4 206 297 0.0 0 1 平成7年 52.8 25.0 212 112 平成8年 51.9 25.0185 96 2 œ 平成9年 50.0 41.1 192 79 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 30.0 47.8 289 138 10 ယ 57.5 210 365 44.4 58.6 457 268 |平成13年 | 平成14年 | 平成15年 37.5 60.2535322 ယ œ 55.0 25.0 633 348 2 œ 59.9 494 825 0.0

(注) 割合については、小数点第2位を四捨五入している。

別表第七

64.8	481	742	平成15年
74.8	350	468	平成14年
90.7	478	527	平成13年
62.2	245	394	平成12年
62.1	211	340	平成11年
60.4	186	308	平成10年
61.3	84	137	平成9年
割合(%)	1人勤務の場合(件)	被害件数合計(件)	
ったものの数及びその割合	深夜スーパーマーケット対象強盗事件で、発生時に被害商店において勤務に従事していた者が一人であったものの数及びその割合	(盗事件で、発生時に被害商店にお)	深夜スーパーマーケット対象強

⁽注) 割合については、小数点第2位を四捨五入している。

沖縄	鹿児島	個雇	大分	熊木	刺尾	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	節	E		Œ E	源海	鳥取	和默山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀		愛知	岐阜	福井	石川	島山	静岡	長野	上	新潟	神奈川	千葉	英田	群馬	想米	茨城	東京	福島	山形	秋田	宮城	岩手	貴族	北海道	全国	
228	711	307	666	663	423	452	4,546	494	747	712	794	1,490	1,953	1,281	359	493	1,015	534	4,773	8,685	1,884	386	974	2,152	473	239	220	676	1,602	1,322	228	2,871	3,582	2,645	5,376	791	864	2,270	5,982	2,176	536	898	1,692	1,137		3,357		平成元年
183	671	252	564	732	343	371	4,141	351	621	610	699	1,223	1,577	1,161	366	523	903	483	4,073	7,035	1,600	292	923	2,072	608	242	193	517	1,227	1,375	123	2,310	2,967	2,050	4,919	581	784	1,886	4,731	1,695	531	701	1,647	994	602	3,112	65.564	亚帝2年
157	651	199	696	791	248	382	4,394	301	593	514	513	1,180	1,239	1,204	411	436	734	387	3,757	6,472	1,491	351	1,096	2,372	620	220	255	540	1,276	1,176	228	2,013	3,282	2,267	4,906	641	808	1,525	4,499	1,501	485	718	1,382	856	450	3,525	742	
151	646	208	568	687	243	342	4,788	333	524	466	425	1,051	1,422	1,302	343	378	610	419	3,515	4,985	1,351	352	933	2,422	584	154	310	355	1,362	984	193	1,804	3,527	1,960	4,034	622	811	1,807	4,244	1,522	305	611	1,185	746	472	3,583	539	一一
166	755	239	629	782	286	248	5,516	370	435	593	302	1,124	1,885	1,249	462	453	530	505	3,502	5,014	1,407	360	1,006	2,717	651	202	328	382	1,779	1,225	215	2,136	4,030	2,046	4,113	613	1,166	2,148	4,392	1,349	413	698	1,304	903	592	3,207	64.427	ーケットに 平成5年
210		ı	1	1	1	1	1	i	1		1	1	1	ı	1		1		ı		1	ı	ı	1	1	1	ı	ı	ı							1								1		- 1	69,798	ケットにおいて発生した刑法犯の都道府県別の認知件数の推移 売5年 平成6年 平成7年 平成8年 平成9年 平成10年 平成11年 平
266	731	251	990	1,013	338	253	5,607	581	528	83/	90	1,321	2,672	1,690	404	487	562	673	3,002	5,267	1,516	531	1,058	3,101	798	202	368	503	2,337	1,602	324	2,398	4,385	2,970	4,457	512	996	2,528	4,361	1,745	612	680	1,384	1,023	735	3,981	73,140	生した刑
255	817	309	678	1,251	325	425	6,744	559	198	202	800	1,708	3,189	1,761	395	484	637	776	3,731	6,016	1,670	87.7	1,186	3,847	806	343	303	532	2,379	2,092	359	2,770	5,595	3,542	5,565	1,120	1,292	3,070	5,120	2,024	796	909	1,738	1,272	925	4,909	87,460	法犯の都
235	1,111	488	83/	1,506	488	472	7,442	548	1,11	100	707	7,012	3,811	1,972	1 070	503	825	8/6	4,297	5,582	2,040	184	1,765	4,302	1,156	484	407	657	2,676	2,376	469	3,184	6,440	4,188	5,269	1,487	1,381	3,463	4,845	2,192	903	1,098	2,420	1,555	718	5,746	98,236	道府県別
2411	1,384	109	1,098	1,790	. 503	240	1,421	555	1,121	9/0	070	1,501	3,004	2,32,2	931	276	1,126	993	4,962	9,105	2,084	855	1,5/1	4.311	1,211	603	433	762	2,802	2,612	542	2,689	6,644	4,375	5,159	1,690	1,396	3,499	4,714	2,142	1,147	924	2,764	1,421	935	5,602	101,796	の認知件
323	1,127	708	1,131	00,11	98	534	1,3//	508	1,100	1,030	1 032	1,023	1 200	4,220	2003	493	986	116	4,5/6	5,493	1,/8/	126	1,585	4,951	1,001	. 56/	459	1,124	3,431	2,638	538	2,463	5,865	4,563	5,454	1,591	1,530	3,219	5,359	2,320	1,173	1,154	2,541	1,473	1,123	4,824	102,834	数の推移
487	1,158	/6/	1,2,1	1,889	020	767	1,188	2/2	1,303	1,091	1 001	1 000	2000	2,000	9 655	000	176	101	5,138	0,078	1,684	1,044	, D49	9,510	1,825	784	468	895	3,537	2,862	460	2,290	6,274	4,624	5,626	1,649	1,431	3,270	5,947	2,325	1,346	1,223	2,839	1,279	1,342	5,131	09,248	成12年
648	1,201	755	1,200	1 252	CT7	8/9	8,034	430	1,004	V33 L	1 9/2	1 068	2 650	3 025	0000	010	710	1,24/	0,810	217	2,324	1,120	2,320	5,754	2,042	799	199	1,010	3,267	2,300	497	2,705	7,040	5,383	6,330	1,813	1,644	3,759	6,001	2,565	1,349	1,331	2,981	1,375	1,589	5,802	120,962	平成13年 平成14年
		1	1	1	1	1		1	- 1	- 1	- 1	- 1	-1	-1	-	- 1		1		1	1	1	1	1	1	753	064	1,187	3,367	2,134	632	2,909	7,400	5,581	6,694	2,212	2,008	3,947	5,881	3,295	1,341	1,748	2,758	1,653	1,711	5,984		_
922	1,346	934	014.1	1,700	1 002	1111	1101	000	25.7	1 703	1 967	1 003	9 147	3 618	100	010	701,1	1,300	1,109	2150	6,434	2020	140,2	0,331	2010	2112	1/5	1,167	3,445	2,340	825	2,839	7,197	5,660	6,273	2,315	2,096	3,541	6,967	3,496	1,094	1,411	1,899	1,534	1,826	5,649	128,650	平成15年

別表第九

刑法犯合計 れの街 路路 強盗 焱 万引き (注) 平成元年 24,597 22,274 23,905 663 28 平成2年 17,735 18,276 16,431 521 スーパーマーケットにおいて発生した刑法犯で検挙された少年の人員数及び罪種別の内訳の推移 20 0 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 13,387 14,712 15,275 537 26 11,489 10,933 9,843 526 30 11,924 12,413 10,940 470 19 平成6年 13,299 11,910 12,822 457 20 平成7年 12,833 13,734 14,294 534 26 平成8年 15,905 17,566 16,937 608 21 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 22,646 23,722 24,461 692 47 0 24,522 26,307 25,517 739 49 19,580 20,360 18,662 711 69 18,844 17,074 17,949 818 75 17,547 19,561 18,577 920 61 ω 19,770 17,762 18,848 829 92 平成15年 18,889 17,944 16,831 883 62

(注)店員等のすきをみて商品を窃取するもの

沖縄	鹿児島	四縣	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香三	徳島		広島	西田	島根	鳥取	和默山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	11	愛知	岐阜	福井	石川	副日	静岡	長野	米丘	新潟	神奈川	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	東京	福島	山形	タ田	宮城	半	青森	北海道	全国	
36	260	77	190	155	132	104	1,099	122	104	250	207	493	562	543	121	184	194	129	2,197	2,206	796	71	360	394	149	69	46	272	509	541	50	1,595	1,259	759	2,216	279	302	828	1,818	719	253	230	487	432	210	588	24,597	平成元年
34																																															18,276	平成2年
46																				L															L												15,275	平成3年
21																																															11,489	平成4年
35	250	62	115	131	51	33	803	52	52	184	56	371	455	423	87	153	119	94	1,021	864	247	43	230	231	89	23	44	84	362	283	16	658	859	330	786	83	140	359	562	375	89	147	291	206	170	295	12,413	4年 平成5年
										١.]			l	l	1	l	1	1							856									l						13,299	光 王 レ に 川 佐 光 ・ 快 羊 C 4 レ に グ 十 ッ 和 地 回 パ 米 ガ い で 年 成 5 年 平成 7 年 平成 8 年 平成 9 年 平成 10 年 平成 11
13	196	54	195	186	77	52	957	167	43	257	93	381	759	507	65	193	118	119	314	973	312	39	283	241	104	42	73	103	376	324	37	752	907	564	677	76	116	523	619	532	130	173	296	278	127	371	14,294	平成7年
21	180	81	171	169	61	96	1,074	143	107	222	208	429	1,099	572	62	191	100	161	888	1,078	384	45	391	319	199	59	37	123	479	464	65	971	1,179	699	749	224	230	680	699	644	156	246	330	302	161	618	17,566	平成8年
29	447	159	355	305	164	124	1,334	137	230	300	197	632	1,479	888	200	207	142	198	1,359	1,216	470	106	630	339	262	126	70	210	491	710	70	1,361	1,654	729	969	290	286	1,096	697	876	223	324	766	511	152	941	24,461	平成9年
26	628	200	483	380	150	187	1,671	147	227	486	122	700	1,309	1,062	257	173	220	244	1,778	1,144	25/	128	199	311	367	183	65	178	557	742	84	1,056	1,646	805	923	435	231	1,113	581	843	301	225	735	490	248	1,259	26,307	平成10年
49	445	169	3/9	286	110	164	1,324	132	146	3/0	101	487	1,075	121	200	119	141	174	1,463	923	403	cor	498	822	254	159	58	242	651	630	90	565	1,106	668	562	320	201	804	479	814	241	180	524	443	273	824	20,360	# >
54	351	228	306	356	103	168	1,266	120	135	299	0/2	433	829	857	202	120	112	203	1,266	777	329	120	162	280	256	162	49	190	691	531	70	506	847	684	703	290	167	545	409	827	337	140	493	303	208	861	18,844	数の排物 平成12年 平
87	386	168	162	394	126	100	1,286	11	210	200	204	555	126	618	163	239	120	254	1,304	11/	325	1/6	491	385	304	174	64	224	686	425	51	621	888	713	684	230	226	587	407	702	286	218	562	324	291	950	19,561	平成13年 平成14年
85	343	198	253	321	199	195	1,452	1,6	109	114	Too	100	917	038	209	195	135	164	1,419	(32)	350	180	crc	419	2/0	154	40	186	525	327	52	638	802	772	683	247	247	534	362	1,008	273	342	408	474	297	1,090	19,770	_
116	409	141	268	413	17	252	1,518		241	27.5	100	2004	034	040	187	170	170	180	1,155	210	203	154	409	459	305	F. 1	100	164	497	426	57	528	700	663	599	283	273	461	459	955	167	329	239	373	226	1,028	18,889	平成15年

別表第十一

ユンビニエンスストアにおける不良行為少年(注)の補導人員数の推移

108,040	83,131	53,223	45,469	39,797	31,972	補導人員数
平成15年	平成14年	平成13年	平成12年	平成11年	平成10年	

(注)非行少年(犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年)には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

別表第十二 フランチャイズ契約に係る諸外国の法制及び我が国との比較

不公正な取引方法の禁止 契約事項に関する書面の交付義務振興法 契約締結前の本部の情報開示義務	独占禁止法	日本
公	正化に関する法律の盟事業取引の公	韓国
契約締結前の本部の情報開示義	商法典	フランス
	なし	ドイツ
	なし	英国
会法 契約締結前の本部の情報開示義	連邦取引委員会法	米国
法制度の内容	法制度	国名

別表第十三 我が国及び諸外国における小売店を対象とした営業日、営業時間及び勤務人員に係る規制

日本	韓国	フランス	ドイツ	英国	米国	国名
なし	なし	労働法	閉店法	日曜営業法	なし	法制度
		及び勤務人員に関する規制を含む。)	小売店の営業日及び営業時間に関する規制	る規制(二百八十平方メートル未満の小売店に関する規制はなし。)面積二百八十平方メートル以上の小売店の日曜日の営業時間等に関す		法制度の内容